

目 次

I	「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	計画の基本理念等について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III	計画の推進体制等について	
1	こども・若者の社会参画・意見反映・・・・・・・・	9
2	こども施策の共通の基盤となる取組	
(1)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援・・・	9
(2)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革・・・	9
3	計画の推進体制及び進行管理・・・・・・・・	10
4	市町村等との連携・協働・・・・・・・・	10
IV	計画の基本理念や施策等の体系図・・・・・・・・	11
V	計画で推進する施策と内容	
1	ライフステージを通した重要事項	
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等・・・	13
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
イ	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着・・・・・・・・	14
ロ	こどもまんなかまちづくり・・・・・・・・	17
ハ	こども・若者が活躍できる機会づくり、ジェンダーギャップ の解消・・・・・・・・	18
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
イ	プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等・・・	20
ロ	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援・・・・・・・・	21
(4)	こどもの貧困対策	
イ	教育の支援・・・・・・・・	22
ロ	生活の安定に資するための支援・・・・・・・・	23
ハ	保護者の就労支援・・・・・・・・	24
ニ	経済的支援・・・・・・・・	24

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	26
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
イ 児童虐待防止対策等の更なる強化	28
ロ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	32
ハ ヤングケアラーへの支援	35
(7) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
イ こども・若者の自死対策	36
ロ こども・若者の安全・安心を守る取組	36
(8) 東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援	
イ 震災の影響を受けたこども・若者が希望する進路選択を実現 するための支援	41
ロ 震災の影響を受けたこども・若者の心のケアの充実	41
2 ライフステージ別の重要事項	
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	
イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・ 医療の確保	43
ロ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と 遊びの充実	45
(2) 学童期・思春期	
イ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の 再生等	49
ロ インクルーシブ教育システムの推進、特別支援教育の充実	52
ハ 居場所づくり	54
ニ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころの ケアの充実	56
ホ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	57
ヘ いじめ防止	58
ト 登校しないあるいはしたくともできない状況にあるこども への支援	59
チ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防 及び高校中退後の支援	61
(3) 青年期	
イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実	63
ロ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	63
ハ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	64
ニ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	65

3	子育て当事者への支援に関する重要事項	
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	67
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	68
(3)	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画 促進・拡大	69
(4)	ひとり親家庭への支援	
イ	相談機能の充実	71
ロ	子育てや生活の支援	72
ハ	就業支援	73
ニ	養育費の確保	74
ホ	自立への向けての経済的支援	75
VI	指標・目標	77
VII	資料編	
1	県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策等	85
2	「V 計画で推進する施策と内容」関連する主な事業	100
3	みやぎ子ども・子育て県民条例	101
4	計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会等	107
5	令和6年度宮城県こどもアンケート調査結果報告書 (概要版)	113
6	令和6年度宮城県少子化施策等に関する意識調査結果報告書 (概要版)	150
7	令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査結果報告書 (概要版)	201